

日医発第 1718 号 (健Ⅱ)  
令和 4 年 12 月 3 日

都道府県医師会  
担当理事 殿

日本医師会常任理事  
釜 范 敏  
宮 川 政 昭  
(公 印 省 略)

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会におけるヒトパピローマウイルス感染症  
の予防接種に関する議論について

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部(局)宛標記の事務連絡がなされるとともに、本会に対しても情報提供がありました。

本事務連絡は、組換え沈降 9 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン(9 価 HPV ワクチン)による接種について、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において予防接種法に基づくヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に加える方針が了承され、法令改正等を経て令和 5 年 4 月 1 日から開始される見込みであることを踏まえ、現時点における接種の方針及び準備に当たって留意すべき事項を連絡するものです。概要は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

- 9 価 HPV ワクチンの添付文書において、下記の用法・用量等が示されていること。
  - ・ 9 歳以上の女性に 1 回 0.5mL を合計 3 回、筋肉内に注射する。
  - ・ 1 年以内に 3 回の接種を終了することが望ましい。
  - ・ 通常、2 回目は初回接種の 2 カ月後、3 回目は 6 カ月後に接種する。
  - ・ 2 回目及び 3 回目の接種を初回接種の 2 カ月後及び 6 カ月後にできない場合、2 回目接種は初回接種から少なくとも 1 カ月以上、3 回目接種は 2 回目接種から少なくとも 3 カ月以上の間隔を置いて実施すること。
- 2 価又は 4 価の HPV ワクチンを用いて規定の回数の一部を完了した者が 9 価 HPV ワクチンにより残りの回数の接種を行う方法(交互接種)も、適切な情報提供に基づき、医師と被接種者等がよく相談した上であれば、実施可能となる予定であること。
- 現在国において、2 回の接種により完了となる 9 価 HPV ワクチンの接種方法の薬事承認の審査が行われていること。
- 9 価 HPV ワクチン接種に係る副反応疑い報告基準は、現行と同様とされる予定であること。

(参考)

- ・ 第 41 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会 資料(厚生労働省ホームページ):  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_29181.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29181.html)
- ・ 組換え沈降 9 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン(医薬品医療機器総合機構ホームページ):  
<https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/iyakuDetail/GeneralList/631341C>
- ・ 予防接種法に基づく副反応疑い報告制度について(令和 4 年 11 月 30 日付日医発第 1685 号(健Ⅱ)(法安))